

香川県内の事業者の皆さまの

事業継続を支援する

給付金制度 スタート!

コロナ禍における原油価格・物価高騰等で
厳しい経営状況にある皆さまの
事業継続を支援します！



支給対象	香川県内に本社又は主たる事業所(個人事業主にあって事業所がどこにも無い場合には住居)を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主
支給要件	上記支給対象者のうち、令和4年1月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有し、次の①又は②のいずれかの要件を満たしていること ①令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高が、平成30年又は令和元年同3か月の売上高と比較して20%以上減少していること ②令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率が、平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率と比較して10%以上減少していること ただし、以下の応援金等との併給はできません。 ・香川県医療・福祉施設応援金事業 ・香川県私立学校応援金事業 ・香川県配合飼料価格等高騰緊急支援事業
支給額	法人 10万円 個人事業主 5万円
必要書類	①申請書等 ②令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高又は売上総利益率が確認できる書類 （例：法人の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し、個人事業主（青色申告）の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「所得税青色申告決算書」の写し、売上台帳等の写し、経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面など） ③直近の確定申告書類の写し ④給付金の振込口座の通帳等の写し ⑤（個人事業主のみ）本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し

申請手続 について

申請受付期間 **令和5年1月10日(火)～令和5年2月28日(火)** 当日消印有効

申請方法

郵送

（簡易書留など送達が確認できる方法）

〒760-0017 高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル2階
物価高騰等対策給付金事務局

●申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードいただくか、県庁東館受付、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市役所・町役場の商工担当課でも入手いただけます。

詳しくは、 **香川県物価高騰等給付金**

検索 で御確認ください。

※ホームページURL <https://kagawa-bukkashien.com>



お問い合わせ

**物価高騰等対策給付金事務局
087-822-0261**

平日9時00分から17時30分まで

令和5年1月10日(火)9時予定

- ・コールセンター開設
- ・ホームページ開設